

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則（平成18年旭医大達第77号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p>(基本給)</p> <p>第11条 フルタイム勤務職員の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級については、職種に応じ次表のとおりとする。</p>			<p>(基本給)</p> <p>第11条 フルタイム勤務職員の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級については、職種に応じ次表のとおりとする。</p>		
職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級	職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級
特定業務職員	<u>188,700</u>	一般職基本給表（一）1級	特定業務職員	<u>187,700</u>	一般職基本給表（一）1級
事務・技術系職員	<u>216,200</u>	一般職基本給表（一）2級	事務・技術系職員	<u>215,200</u>	一般職基本給表（一）2級
技能・労務系職員	<u>205,700</u>	一般職基本給表（二）2級	技能・労務系職員	<u>204,700</u>	一般職基本給表（二）2級
医療技術職員	<u>216,300</u>	医療職基本給表 2級	医療技術職員	<u>215,300</u>	医療職基本給表 2級
看護職員	<u>256,400</u>	看護職基本給表 2級	看護職員	<u>255,400</u>	看護職基本給表 2級
<p>2 フルタイム勤務職員のうち、特定専門分野の指導及び助言又は特殊な技術若しくは技能が必要とされる職務に携わるため、学長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、その者の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級については、次表のとおりとする。</p>			<p>2 フルタイム勤務職員のうち、特定専門分野の指導及び助言又は特殊な技術若しくは技能が必要とされる職務に携わるため、学長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、その者の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級については、次表のとおりとする。</p>		

職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級
特任専門員	<u>290.700</u>	一般職基本給表（一）5級

3 フルタイム勤務職員のうち、管理職手当細則に規定される課長又は監査室長の職員区分相当の職務及び職責を担う者は、前2項の規定にかかわらず、その者の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表、職務の級及び管理職手当細則の適用区分については、次表のとおりとする。

職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表、職務の級及び管理職手当細則の適用区分
特任課長 特任監査室長	<u>316.200</u>	一般職基本給表（一）6級IV種

4 短時間勤務職員の基本給は時間給とし、その額は第1項に定める職種に応じた基本給月額を基礎として、短時間勤務職員給与規程第6条第1項第4号及び第2項の規定により算出した額とする。なお、第1項に定める職種のうち、「医療技術職員」及び「看護職員」の基本給月額には、職員給与規程第19条第1項第3号の該当する額を加算する。

（諸手当）

第12条（略）

2・3 （略）

4 フルタイム勤務職員に対する職員給与規程第36条に規定する期末手当の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とする。

5 フルタイム勤務職員に対する給与規定第39条第2項に規定する勤勉手当の勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」とい

職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級
特任専門員	<u>289.700</u>	一般職基本給表（一）5級

3 フルタイム勤務職員のうち、管理職手当細則に規定される課長又は監査室長の職員区分相当の職務及び職責を担う者は、前2項の規定にかかわらず、その者の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表、職務の級及び管理職手当細則の適用区分については、次表のとおりとする。

職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表、職務の級及び管理職手当細則の適用区分
特任課長 特任監査室長	<u>315.100</u>	一般職基本給表（一）6級IV種

4 短時間勤務職員の基本給は時間給とし、その額は第1項に定める職種に応じた基本給月額を基礎として、短時間勤務職員給与規程第6条第1項第4号及び第2項の規定により算出した額とする。なお、第1項に定める職種のうち、「医療技術職員」及び「看護職員」の基本給月額には、職員給与規程第19条第1項第3号の該当する額を加算する。

（諸手当）

第12条（略）

2・3 （略）

4 フルタイム勤務職員に対する職員給与規程第36条に規定する期末手当の適用については、同条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

5 フルタイム勤務職員に対する給与規定第39条第2項に規定する勤勉手当の勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」とい

う。)は、次の表に定める成績率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。

勤務成績	成績率	
	6月支給の場合	12月支給の場合
(1) 優秀	<u>100分の50.25</u>	<u>100分の50.25</u>
(2) 良好	<u>100分の46.75</u>	<u>100分の46.75</u>
(3) (1)・(2)以外	<u>100分の44.75以下</u>	<u>100分の44.75以下</u>

(略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。

う。)は、次の表に定める成績率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。

勤務成績	成績率	
	6月支給の場合	12月支給の場合
(1) 優秀	<u>100分の49</u>	<u>100分の49</u>
(2) 良好	<u>100分の45.5</u>	<u>100分の45.5</u>
(3) (1)・(2)以外	<u>100分の43.5以下</u>	<u>100分の43.5以下</u>

(略)